

# 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更概要について

## 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)とは

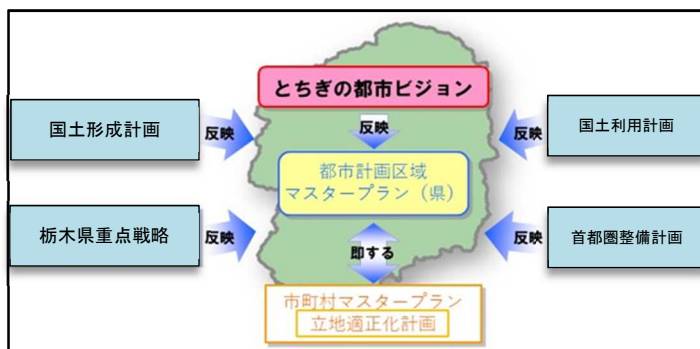
都市計画法に基づき、各都市計画区域において県が定める都市計画である。

本都市計画は、長期的な視点に立って、都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて基本的な方向性を定めるもの。

この方針に即して、土地利用や都市計画施設などの各種都市計画、地域の実情や課題に対応した詳細な方針である市町の市町村マスタープランや立地適正化計画を定めることとなる。

### 《都市計画の変更履歴》

- 平成 16 年 . . . . . 当初策定
- 平成 23 年 . . . . . 第 1 回目の変更
- 平成 28 年 . . . . . 第 2 回目の変更
- 令和 3 年 3 月 (予定) . . . . . 第 3 回目の変更



都市計画区域マスタープランの体系図

## 2 今回の都市計画区域マスタープランの概要

### (1) 都市計画の目標

追加内容：下線

#### ①目標年次(基準年 平成 27 年)

- 令和17(2035)年(都市づくりの基本理念、将来の都市構造)
- 令和 7 (2025)年(土地利用、都市施設、市街地整備などの決定方針)

#### ②現状、課題及び都市づくりの方向性

《現状》

- 人口減少・超高齢社会の進行、空き地・空き家のランダムな発生(都市のスポンジ化)
- 自然災害の頻発化・激甚化

《課題及び都市づくりの方向性》

- 市街地の規模や役割に応じて必要な都市機能を集積させた拠点づくりの更なる強化、防災・減災機能を強化した災害に強い都市づくりが必要である。
- 自動車を運転できない高齢者などの交通弱者をはじめ、誰もが安全でスムーズに移動できる交通ネットワークの確保が必要である。
- 財政負担の増大や環境コストの増加に対応した都市経営の効率化が必要である。
- 新技術の活用を更に促進していくが必要である。
- 歴史的資源や観光資源、地理的優位性、「ものづくり県」としての産業集積などのとちぎの魅力や強みを活かした都市づくりが必要である。

#### ③都市づくりの基本理念

人口減少・超高齢社会においても、都市の魅力や強みを活かしつつ、快適・便利に暮らしやすく、環境にもやさしい効率的な都市経営を図るため、次の基本理念のもと、持続可能で賢い都市づくりを推進していく。

- 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- 持続可能で効率的な都市づくり
- 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

④将来都市構造・地域ごとの市街地像

《将来都市構造》

プラス

多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ」

《地域ごとの市街地像》

○拠点地区（市街地の規模や役割に応じた拠点地区を位置づける。）

- ・ 広域拠点地区
- ・ 地域拠点地区
- ・ 生活拠点地区
- ・ 産業拠点地区
- ・ 観光レクリエーション拠点地区

○連携軸（拠点地区間や周辺都市、さらには県内外の主要都市との連携を強化し、多核ネットワーク型の都市を構築する軸を位置づける。）

- ・ 広域連携軸（県内外の主要都市との広域的な移動や連携の促進を図る軸）
- ・ 都市間連携軸（周辺都市との移動や連携の促進を図る軸）
- ・ 都市内連携軸（拠点地区間や周辺地域との移動や連携の促進を図る軸）

